

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>				
②名称	<p style="text-align: center;">Registrar General's Office (RGO) Ministry of Justice and Law</p>				
③所在地	1st Floor Africa House Government Complex, Phase 11 Old High Court Road				
④連絡先	(電話) (266 22) 312 856		(FAX)		
	(E-mail) registrar.general@gov.ls		(internet)		
⑤組織の長	Registrar General : Mrs. Mamoretlo Mohapi				
⑥沿革	<p>(1) 1843年に英国保護領となり、1919年に特許、意匠及び商標保護宣言がなされた。 (2) 1966年英国保護領から独立。1984年に公布された後述(3)の特許法、商標法が廃止を宣言するまで、上記宣言は保護を継続した。 (3) 1984年に特許法及び商標法が公布された。 (4) 特許、実用新案、意匠及び商標についての規定を含む1989年知財法が1989年5月22日に公布され、1990年1月15日より施行され、(3)は廃止された。 (5) 1993年4月2日に施行されWIPOに寄託された憲法には、知的財産に関する規定はないが、第4条に基本的人権の1つとして財産の恣意的な差押を受けないことが規定され、第5条に生存権の1つとして財産の防御が規定され、さらに第17条で「財産の恣意的な差押を受けないこと」について規定されている。 (6) 商標についての規定は、1997年に改正され、1998年4月から施行された。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、商号				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1986/11/18	1989/9/28			
	ナイビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1989/9/28			1990/1/26
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1999/2/12	1999/2/12	1995/10/21			
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/5/31			

①国名	レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)					
①統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	970	561	580	489
		(内 外国出願)	902	561	580	489
		(内 日本から)	15	10	18	9
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
(内 外国出願)						
(内 日本から)						
商標	全数	627	557	626	497	
	(内 外国出願)	623	557	626	497	
	(内 日本から)	17	16	22	13	
出典：WIPO IP Statistics						
⑫ 組 織						
〈組織図〉						

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1990年1月15日施行（1989年知財法No. 5、Part II）
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ （知財法第43条）
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、PCT(特許協力条約)締約国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。雇用又は委託契約下の発明は特段の規定がなければ雇用主又は委託主に帰属し、これらの主は発明者に対価を支払わなければならない。（知財法第6条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 （知財法第35条）
	⑦出願言語	英語 （知財法規則第6条）
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から15年。5年の延長が可能。ただし、延長は、実施が輸入であることを除き、国内での実施又は国内で実施できない状況を証明した場合のみ認められる。（知財法第14条）
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、内外国刊行物 （知財法第5条（3））
	⑩グレース・リフト	有。出願人又はその前の権利者による開示、又はそれらの者の意に反した第三者による開示から6月。 （知財法第5条（4））
	⑪非特許対象	<p>(1) 発見、科学の理論、数学の方法</p> <p>(2) 動植物の品種及び動植物の生産のための基本的に生物学的な方法であって、微生物学的な方法とそのような方法による生成物を除いたもの</p> <p>(3) 業務をするための計画、法則又は方法、純粋に精神的な行為を行うこと、或いは遊戯をする方法</p> <p>(4) 治療や外科の方法によって人間や動物の体を処置する方法、及び人間や動物の体について行われる診断方法。それらの方法の実施に用いられる物は除く</p> <p>(5) 公序良俗に反する発明</p> <p>（知財法第4条、第5条（8））</p>
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 （知財法第12条）
	⑬審査請求制度の有無	無。 （知財法第11条(5)～(7)、第12条）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公報により公告(公開)される。 （知財法第11条(5)～(7)、第12条）
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は無効を裁判所に提訴することができる。（知財法第16条）
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方までに実施しなければならない。（知財法第15条（1））

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>	
特許制度	<p>⑱費用単位 LSL (レソト・ロチ)</p>	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 出願料：250 LSL(従業員が 500 人以上の企業) 100 LSL(その他の出願人) 登録料：450 LSL(従業員が 500 人以上の企業) 120 LSL(その他の出願人)</p> <p>[特許権維持に掛かる費用] 年金 (注)下記は、(従業員が 500 人以上の企業)／(その他の出願人)を示す。 1 年次 45LSL/ 25LSL 6 年次 280LSL/180LSL 11 年次 380LSL/280LSL 2 年次 200LSL/100LSL 7 年次 300LSL/200LSL 12 年次 400LSL/300LSL 3 年次 220LSL/120LSL 8 年次 320LSL/220LSL 13 年次 420LSL/320LSL 4 年次 240LSL/140LSL 9 年次 340LSL/240LSL 14 年次 440LSL/340LSL 5 年次 260LSL/160LSL 10 年次 360LSL/260LSL 15 年次 500LSL/400LSL</p>
	⑳料金減免措置の有無	有。500 人以上の企業に比して、その他の出願人は出願料、登録料及び年金が低減されている。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。
	備考	レソトを指定国とし、ARIPO によって認容された議定書出願は、レソトの登録官が通知しない限り、国内登録と同じ効力を有する。(知財法第 13 条 (4))

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	1990年1月15日施行（1989年知財法 No. 5、Part III）
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ （知財法第43条）
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。雇用又は委託契約下の発明は特段の規定がなければ雇用主又は委託主に帰属し、これらの主は発明者に対価を支払わなければならない。（知財法第6条、第17条（1））
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 （知財法第35条）
	⑦出願言語	英語 （知財法規則第6条）
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年 （知財法第18条（4））
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、内外国刊行物 （知財法第5条（3）、第17条（1））
	⑩「グレース・リオド」	有。出願人又はその前の権利者による開示、又はそれらの者の意に反した第三者による開示から6月。 （知財法第5条（4）、第17条（1））
	⑪不登録対象	<p>(1) 発見、科学の理論、数学の方法</p> <p>(2) 動植物の品種及び動植物の生産のための基本的に生物学的な方法であつて、微生物学的な方法とそのような方法による生成物を除いたもの</p> <p>(3) 業務をするための計画、法則又は方法、純粹に精神的な行為を行うこと、或いは遊戯をする方法</p> <p>(4) 治療や外科の方法によって人間や動物の体を処置する方法、及び人間や動物の体について行われる診断方法。それらの方法の実施に用いられる物は除く</p> <p>(5) 公序良俗に反する発明</p> <p>（知財法第4条、第5条（8）、第17条（1））</p>
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 （知財法第11条（5）、（7）、同第18条（3））
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は実用新案の無効を裁判所に提訴することができる。 （知財法第16条、第18条（6））
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方までに実施しなければならない。 （知財法第15条（1）、第17条（1））

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>	
実用新案制度	⑱費用単位 LSL (レソト・ロチ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料：250 LSL(従業員が 500 人以上の企業) 100 LSL(その他の出願人)</p> <p>登録料：450 LSL(従業員が 500 人以上の企業) 120 LSL(その他の出願人)</p> <p>[実用新案権維持に掛かる費用]</p> <p>年金 下記は、(従業員が 500 人以上の企業) / (その他の出願人) を示す。</p> <p>1 年次 40LSL/ 20LSL 4 年次 100LSL/ 35LSL 2 年次 60LSL/ 25LSL 5 年次 120LSL/ 40LSL 3 年次 80LSL/ 30LSL 6 年次 140LSL/ 45LSL</p>
	⑳料金減免措置の有無	有。500 人以上の企業に比して、その他の出願人は出願料、登録料及び年金が低減されている。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1990年1月15日施行（1989年知財法 No. 5、Part III）
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ （知財法第43条）
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。雇用又は委託契約下の創作は特段の規定がなければ雇用主又は委託主に帰属し、これらの主は創作者に対価を支払わなければならない。（知財法第21条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 （知財法第35条）
	⑦出願言語	英語 （知財法規則第6条）
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ、2回延長できる。 （知財法第24条（4））
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物 （知財法第20条（2））
	⑩グレース・リフト	有。出願人又はその前権利者による開示、又はそれらの者の意に反した第三者による開示から6ヶ月。 （知財法第20条（3））
	⑪不登録対象	公序良俗に反する意匠 （知財法第20条（4））
	⑫実体審査の有無	無。 （知財法第23条）
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	手数料を含めた方式要件を遵守し、物品が表示され、公序良俗に反していなければ無審査登録される。新規性があれば無効となることもない。（知財法第23条）
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	手数料を含めた方式要件を遵守し、物品が表示され、公序良俗に反していなければ無審査登録される。新規性があれば無効となることもない。（知財法第23条）
	⑱意匠分類	無。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は意匠の無効を裁判所に提訴することができる。（知財法第25条（1））
	㉓登録表示義務	無。

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>									
意匠制度	<p>②④費用単位 LSL(レソト・ロ チ)</p>	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 出願料： 60 LSL(従業員が 500 人以上の企業) 30 LSL(その他の出願人) 登録料： 60 LSL(従業員が 500 人以上の企業) 30 LSL(その他の出願人)</p> <p>[意匠権維持に掛かる費用] 更新登録料、(従業員が 500 人以上の企業) / (その他の出願人)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1 回目</td> <td>40LSL</td> <td>/</td> <td>20LSL</td> </tr> <tr> <td>2 回目</td> <td>68LSL</td> <td>/</td> <td>36LSL</td> </tr> </table>	1 回目	40LSL	/	20LSL	2 回目	68LSL	/	36LSL
1 回目	40LSL	/	20LSL							
2 回目	68LSL	/	36LSL							
	②⑤料金減免措置の有無	有。500 人以上の企業に比して、その他の出願人は出願料、登録料及び年金が低減されている。								
	備考	レソトを指定国とし、ARIPO によって認容された議定書出願は、レソトの登録官が通知しない限り、国内登録と同じ効力を有する。(知財法第 13 条(4))								

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1998年4月14日施行（1997年法律No.5）
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ （知財法第43条）
	④他国制度との関連	ARIPO加盟国、マドリッドプロトコール締約国、バンジュール議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、商号 （知財法第21条（2）、第31条）
	⑥商標の種類	他者と識別でき、視覚化し得る標識。（知財法第2条） 文字、図形など願書に記載し得る標識又は登録官に見本を送付し得る標識 （知財法規則第42条（4）、第43条）
	⑦出願人資格	
	⑧権利付与の原則	先願主義。 （知財法第26条（1）、（2）f）
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 （知財法第35条）
	⑪出願言語	英語 （知財法規則第6条）
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 （知財法第29条（4）、（5））
	⑬ ^レ レスピ ^リ リト ^ダ	無。
	⑭不登録対象	<ul style="list-style-type: none"> （1）他人の商品若しくは役務と区別できない標章 （2）公序良俗に反する標章 （3）商品若しくは役務の地理的出所、性質、特徴を誤解させるおそれがある標章 （4）国や国際機関の旗、紋章、名称等と同一又は類似の要素を含む標章 （5）レソトで周知の標章と同一若しくは類似又はその訳語で同一若しくは類似の商品又は役務について用いる標章 （6）先願若しくは先登録にかかる標章と同一若しくは類似であって同一若しくは類似の商品又は役務に用いる標章 （7）レソトで周知の登録商標と同一若しくは類似又はその訳語であって、非類似の商品又は役務に用いる標章 （知財法第26条（2））
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 （知財法第26条（2）（g））
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 （知財法第27条（1））
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。方式及び地理的表示の誤認混同を含む絶対的要件の審査を行う。（知財法第28条（1）、（2）、（3））
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">レソト王国 Kingdom of Lesotho (LS)</p>																									
商標制度	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																								
	㉑出願公開制度の有無	有。 (知財法第 28 条 (4))																								
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は公開日から 3 月以内に異議を申し立てることができる。登録官は登録前に相対的要件を含めて審査する。 (知財法第 28 条 (4)、(5)、知財法規則第 51 条 (1))																								
	㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人は商標の無効を登録官に請求することができる。 (知財法第 30 条 (1))																								
	㉔不使用取消制度の有無	有。3 年。登録後、継続して 3 年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第 30 条 (4))																								
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (知財法第 27 条 (1))																								
	㉖図形要素の分類	無。																								
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (知財法第 36 条 (1))																								
	㉘費用単位 LSL (レソト・ロチ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">従業員数 500 人以上</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">その他の出願人</td> </tr> <tr> <td>出願基本料：</td> <td style="text-align: center;">120 LSL</td> <td style="text-align: center;">60 LSL</td> </tr> <tr> <td>追加出願料(1 区分ごと)：</td> <td style="text-align: center;">20 LSL</td> <td style="text-align: center;">10 LSL</td> </tr> <tr> <td>登録料：</td> <td style="text-align: center;">90 LSL</td> <td style="text-align: center;">45 LSL</td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">従業員数 500 人以上</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">その他の出願人</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>更新基本料：</td> <td style="text-align: center;">120 LSL</td> <td style="text-align: center;">60 LSL</td> </tr> <tr> <td>追加更新料(1 区分ごと)：</td> <td style="text-align: center;">40 LSL</td> <td style="text-align: center;">20 LSL</td> </tr> </table>		従業員数 500 人以上	その他の出願人	出願基本料：	120 LSL	60 LSL	追加出願料(1 区分ごと)：	20 LSL	10 LSL	登録料：	90 LSL	45 LSL		従業員数 500 人以上	その他の出願人	年金			更新基本料：	120 LSL	60 LSL	追加更新料(1 区分ごと)：	40 LSL	20 LSL
	従業員数 500 人以上	その他の出願人																								
出願基本料：	120 LSL	60 LSL																								
追加出願料(1 区分ごと)：	20 LSL	10 LSL																								
登録料：	90 LSL	45 LSL																								
	従業員数 500 人以上	その他の出願人																								
年金																										
更新基本料：	120 LSL	60 LSL																								
追加更新料(1 区分ごと)：	40 LSL	20 LSL																								
	㉙料金減免措置の有無	有。500 人以上の企業に比して、その他の出願人は出願料、登録料及び年金が半額に低減されている。																								
	備考	1999 年 2 月 12 日にマッドリッドプロトコール及びバンジュール議定書に加盟したが、対応の国内法令は入手できなかった。																								